

12月に入り、今年も、残すところ、わずかとなりました。

例年、この時期は、スリップ等を原因とした、いわゆる「冬型交通事故」の発生のほか、路上あるいはコンビニエンスストアを対象とした重要・凶悪事件の発生が懸念されますので、ご家族、地域、そして、職域におきまして、犯罪被害や交通事故防止に心がけ、穏やかな年末・年始をお迎えいただきますようお願いいたします。

## 【今月のお願い】

### 1 飲酒運転の根絶

#### (1) 飲酒運転の悪質性・危険性

飲酒運転は、悪質、危険な「犯罪」です。

安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断能力を低下させ、運転に大きな影響を及ぼし、重大事故につながる危険性を高めます。

一人一人が、飲酒運転をしない、させない、許さない、そして、見逃さないことを強く意識して、北海道から飲酒運転を根絶しましょう。

二日酔い運転も「飲酒運転」となります。アルコールチェックカーなどを使用して身体にアルコールが残っていないことを確認しましょう。

#### (2) 運転者以外も処罰の対象

飲酒運転は、運転者だけではなく、運転者以外の人にも、重い処罰が課せられます。

車を運転するおそれのある人にお酒を提供したり、お酒を飲んでいる人に車を提供したり、飲酒運転の車に同乗した場合は、飲酒運転と同様に処罰の対象となります。

#### (3) ハンドルキーパー運動による飲酒運転の防止

ハンドルキーパー運動とは、仲間と車で飲食店に行く場合、あらかじめお酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決めて、その人が仲間を自宅まで送り届けることをいいます。

お酒を提供する飲食店では、「来店客が車で来ていないか」、車で来ている場合は、「ハンドルキーパーは誰なのか」を確認するなどして、飲酒運転を防ぎましょう。

#### (4) 飲酒運転情報の提供

北海道警察では、悪質な飲酒運転を根絶するために、「飲酒運転ゼロボックス」による飲酒運転情報や、飲酒運転根絶に向けたアイデアを受け付けておりますので、皆様のご協力をお願いいたします。

令和7年12月

札幌方面手稲警察署長

佐藤厚